

施策名：国際法の形成・発展に向けた取組

施策目標：新たな国際ルール作りに積極的に貢献するため、以下を推進する。

- 1 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させる。国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用する。
- 2 我が国を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増している中、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与するために、引き続き諸外国や国際機関との間で政治分野及び安全保障分野に関する法的枠組みの整備を推進・強化するとともに、国際社会における「法の支配」を推進する。
- 3 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進する。また、日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画する。

過去3年間の取組の主な評価結果

日本は、国際会議を含む様々な機会を通じ、「法の支配」に基づく自由で開かれた国際秩序の重要性を各国と確認したほか、各分野におけるルール形成に積極的に参画することで、新たな国際法秩序の形成・発展に貢献した。また、紛争の平和的解決や法秩序の維持を促進するため、国際司法機関の機能強化に人材面・財政面からも積極的に協力したほか、法制度整備支援や国際法関連の行事の開催など「法の支配」に関する国際協力にも積極的に取り組んだ。

【個別分野1】

- 1 国際社会における「法の支配」の推進の観点から、主要な国際司法機関や国際機関における議論に積極的に参加するとともに、これらの機関に人材面及び財政面で貢献することができた。
- 2 国際法の諸分野に関する各種会合や協議への参加、国内外の国際法学者や実務家との連携などを通じて得られた国際法に関する最新の知見を基に、我が国の課題や関心事項について法的観点から検討を行い、我が国の政策に効果的に反映させた。
- 3 国内外の大学や研究機関等における講演会や意見交換会、日本の法曹関係者との連携、国際裁判機関等インターンシップ支援事業などは、国際法の普及活動及び人材育成を推進する上で非常に効果があった。他方、各取組への参加者の増加に向けた取組や、情報の受け手側への配慮を念頭に、対外発信方法等を改善する必要性が明らかになった。

【個別分野2】

- 4 政治・安全保障分野における国際約束の締結・実施を通じ、日本の外交活動の法的基盤を強化することができた。特に、オーストラリア及び英国との間で、部隊間協力円滑化協定を発効することができた。また、令和5年度に導入された政府安全保障能力強化支援（OSA）について、フィリピン等4か国との間で交換公文を締結し、進展を図ることができた。

【個別分野3】

- 5 多角的貿易体制の強化、経済連携等の推進、投資関連協定及び租税関連条約等の締結といった3年間の取組により、「法の支配」に基づく自由で公正な国際経済秩序を維持・強化し、日本国民及び日系企業の海外における経済活動の法的基盤を整備したことによって、国民の利益を増進することができた。

過去3年間の取組の主な評価結果（続）

- 6 我が国との間で航空協定又は社会保障協定が発効した国が増えたことで、各国との人的及び経済的な交流が更に促進されることが期待される。また、日・米宇宙協力に関する枠組協定等の発効により、日米間の宇宙協力の迅速かつ効率的な調整が可能となった。この他、漁業、労働、郵便等の分野でも国際的ルール作りを進めることができた。
- 7 経済紛争処理については、日本にとって重要な当事国案件において、我が国の主要な主張が認められるという望ましい結果を得ることができた。



評価結果を踏まえた次期施策目標

新たな国際ルール作りに積極的に貢献するため、以下を推進する。

- 1 国際法規の形成に際し、我が国の主張を反映させる。国際法に関する知見を外交実務における国際法解釈及び法的な助言のために活用する。
- 2 我が国を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増している中、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保にこれまで以上に積極的に寄与するために、引き続き諸外国や国際機関との間で政治分野及び安全保障分野に関する法的枠組みの整備を推進・強化するとともに、国際社会における「法の支配」を推進する。
- 3 多角的貿易体制の強化と自由貿易・経済連携を推進する。また、日本国民・日系企業の海外における利益を保護・促進すること及び国民生活に影響を与える様々な経済及び社会分野での国際ルール作りへ参画する。

予算額・執行額等	区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施策の予算額・執行額等 (分担金・拠出金除く)	予算の状況	264	244	264	257
	執行額	161	192	232	
同(分担金・拠出金)	予算の状況	3,227	3,413	3,359	3,463
	執行額	3,178	3,413	3,359	

(注) 百万円単位。当初予算、補正予算、繰越し等を含む。

外部有識者の所見（概要）

- 個別分野 1、2、3 について、いずれも評価結果の欄は各取組について「・・・ができた」という表現となっている。目指した目標は達成されたか、それには何が貢献したか、或いは課題はあるかというような意識で取り纏めた方が、「施策改善に役立つ評価」となると思われる。
- 本施策の全般において重要な「法の支配」については、ウクライナにおいてと現状では同程度ではないものの日本に地理的に近い一部地域等においても試練と挑戦に直面し、日本を取り巻く安全保障環境がより一層厳しさを増している中、政治・安全保障に加えて経済・社会といった様々な分野で本施策の関係で具体的な取組と進展が図られた上に、国際司法機関や国際法規の形成及び発展に関する主要な国際機関に対し人材面や財政面等から貢献もなされていることは評価できる。今後も引き続き国際社会における「法の支配」の擁護と推進を確保していくための継続的な取組が期待される。
- 「国際法に関する知識の普及と、国際法に携わる人材育成という目標達成に非常に効果があった」とされているが、具体的にどれくらいの規模の活動が展開されて、どのような成果が上がっているのか評価結果に示されるとわかりやすい。
- 「我が国の外交・安全保障に関する法的枠組みの整備の推進・強化」は近年かなり積極的に進められたように思う。
- 日本の外交・安全保障の法的枠組みの整備は、インド・ドイツとの物品役務相互提供協定（ACSA）、ベトナム・タイ・スウェーデン・アラブ首長国連邦・シンガポールとの防衛装備品・技術移転協定、フィリピン・バングラデシュ・マレーシア・フィジーとの政府安全保障能力強化支援交換公文、オーストラリア・英国・フィリピンとの部隊間協力円滑化協定（RAA）などの重要な法的基盤の構築が進んだことは、高く評価できる。こうした枠組みがインド太平洋地域広域で進展していくことが望ましい。
- 各分野でのルールメイクが進んだことは高く評価される。
- 個別分野 2 の評価結果について、「日本の外交活動の法的基盤を強化することができた」とされているが、今後、その法的基盤の強化がどのような成果をもたらしたかについても、検証していただきたい。
- 「経済紛争処理については、日本にとって重要な当事国案件において、我が国の主要な主張が認められるという望ましい結果を得ることができた。」とあるが、これはWTO紛争解決手続のこのようだが、顕著な成果であるならば、分かりやすく説明した方がよい。